



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

○アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフ避難民及びホスト「ミュニティに対する精神保健及び心

- （群馬労働局最低工賃公示一、兵庫同
最低工賃の改正決定に関する公示
二）

〔叙位・叙勳〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

（外務省）

労 動 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法

第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

（厚生労働省）

デジタル庁令・省令

○デジタル庁 省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年法律第百五十三号。次号令第百五十五号）第三条第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）</p> <p>第三条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行いう者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。</p> <p>一 機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報報であつて内閣総理大臣及び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項において「主務大臣」という。）が定めるもの（次号において「署名券面情報」という。）の送信を受けること（次号に規定するものを除く。）並びに第二号ハに掲げる措置を</p>	<p>（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）</p> <p>第三条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行いう者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。</p> <p>一 機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十条第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報報であつて内閣総理大臣及び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項において「主務大臣」という。）が定めるもの（次号において「署名券面情報」という。）の送信を受けること（次号に規定するものを除く。）並びに第二号ハに掲げる措置をと</p>

とること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号及び第二号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（次号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）

（二）当該提供を行う者が電子利用者証明（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるものを用いて署名券面情報の送信を受けること。

（三）当該提供を行う者が電子利用者証明（公的個人認証法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。）を行う機能

（四）当該提供を行う者が電子利用者証明（公的個人認証法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。）を当該提供を行う機能

（五）当該提供を行う者が電子利用者証明（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。）の機能

（六）当該提供を行う者が電子利用者証明（電子証明書をいう。）を当該提供を行う機能

（七）当該提供を行う者が電子利用者証明（電子証明書をいう。）を当該提供を行う機能

（八）当該提供を行う者が電子利用者証明（電子証明書が記録された個人番号カードを用いて当該提供を行う者の使用に係る電子計算機に入力される署名券面情報を口の利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に送信する機能

（九）当該提供を行う者が電子利用者証明（電子証明書を用いて当該提供を行う者の使用に係る電子計算機に入力される署名券面情報を口の利用者証明検証者の使用に

（新設）

（二）ハの署名券面情報の送信を暗号化して行う機能

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受け

る市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)及び第三項、第三条(第二号を除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「三以上」とあるのは「三以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行なう者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合に

は、「一以上」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで(国外転出者にあっては、第一条の二第一項第一号から第四号まで)に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔254 略〕

〔254 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この命令は、公布の日から施行する。

附 則

省 令

○国土交通省令第六十七号

海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十七日

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

第九十四条	法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行(次条において「出頭等」といふ。)に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人は、証人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	改正後
第九十四条	法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	改正前

附 則

(施行期日)

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受け

る市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)及び第三項、第三条(第二号を除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「三以上」とあるのは「三以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行なう者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合に

は、「一以上」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで(国外転出者にあっては、第一条の二第一項第一号から第四号まで)に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔254 略〕

〔254 同上〕

るは「第十二条第一項において準用する第一条の二第一項第一号から第四号まで)に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

○内閣府告示第九十九号

4

○内閣府告示第九十九号
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

令和七年六月十七日

四

內閣總理大臣臨時代理

二二二

石油株式会社 日本通運株式会社 佐川急便株式会社
運輸株式会社 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社
ヤマト運輸株式会社 北海道電力株式会社 東北電力株式会社
北海道電力株式会社 東北電力株式会社 東京電力ホールディングス株式会社
トワーク株式会社 東京電力ホールディングス株式会社

石油株式会社 ENEOS株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 北海道電力株式会社 北海道電力ネッツトワーク株式会社 東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力ヒューリアブル

ジクシス株式会社 出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 ENO'S株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社
電力会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社
会社 北海道電力株式会社 北海道電力ネッツトワーク株式会社 東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力ニアープルパワー株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社

ジクシス株式会社 出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 ENEOS株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社 東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力ニューアブルパワーリングリッド株式会社 東京電力パワーリングリッド株式会社

樂天モバイル株式会社 輸出入・港湾関連情報
報處理センター株式会社 株式会社イトー
ヨーク堂 イオン株式会社 ユニー株式会社
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株
式会社ローソン 株式会社ファミリーマート
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
公益社団法人全日本トラック協会 一般社団
団法人全国建設業協会 公益社団法人日本医
師会 一般社団法人日本建設業連合会 一般
社団法人全国中小建設業協会 一般社団法人
AZ-COM丸和・支援ネットワーク 特定
非営利活動法人全国災害ボランティア支援団

株式会社 楽天モバイル
株式会社 輸出入・港湾関連情報
株式会社 報処理センター
株式会社 ヨーク堂
株式会社 イオン株式会社
株式会社 ユニー株式会社
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
株式会社 ファミリーマート
株式会社 セブン&アイ・ホールディングス
一般社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国建設業協会
一般社団法人 日本医師会
一般社団法人 全国中小建設業協会
一般社団法人 全国中小建設業連合会
一般社団法人 丸和・支援ネットワーク

東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 日本郵便株式会社 東京瓦斯株式会社 大阪瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEROSグローブ株式会社 大阪瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEROSグローブ株式会社

法規的告示

この告示は、公布の日から施行する

○総務省告示第十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百五十号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報を定める件）の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年六月十七日
内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 林 芳正
總務大臣 村上誠一郎
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、「機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報（個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百四十四号）第4の1の（2）の工に規定する署名券面情報）とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、「個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百四十四号）第4の1の（2）の工に規定する署名券面情報」とする。
---	---

その他告示

○國家公安局委員會告示第十九號
道路交通法施行規則（昭和三三）

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年五月二十二日付けをもつて次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

この告示は、
附 則
公布の日から施行する。

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の 名稱及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 K25-2	e-SNEAKER T310P-DEERM	ダイハツ工業株式会社 大阪府池田市ダイハツ町1番1号
交 K25-3	T-mobby S21F	株式会社タジマモーターコーポレーション 東京都中野区江原町3-35-3

○國家公安局委員會告示第二十一號
道路交通法施行規則 (昭印二)

道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年五月二十二日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 N25-43	シャイデック TR-E 1130070	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
交 N25-44	電動アシスト自転車 T AMC266	株式会社F U N N 福岡県福岡市東区菅松1-15-28
交 N25-45	電動アシスト自転車 T A C T266	株式会社F U N N 福岡県福岡市東区菅松1-15-28
交 N25-46	e-C O N S C I O U S-206F D-R E B-F D B-B206B A-B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26
交 N25-47	e-C O N S C I O U S-246L- F E B-F S L-B246R-P S-B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26
交 N25-48	e-C O N S C I O U S-246L- R E B-F S L-B246B A-P S- B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26
交 N25-49	e-C O N S C I O U S-266C- F E B-F R V-B266R-P S-B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26
交 N25-50	e-C O N S C I O U S-266L- F E B-F S L-B266R-P S-B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26
交 N25-51	e-C O N S C I O U S-266L- R E B-F S L-B266B A-P S- B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26
交 N25-52	e-C O N S C I O U S-276C- R E B-C L J-B276B A-P S- B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1-2-26

交 N25-53	e—C O N S C I O U S—700C—R E B—C R B—B7006B A—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 N25-54	CHACLE FLESHA A T—C C 260 F S	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 N25-55	CHACLE Z E L M I R A T—C C 260 Z M	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 N25-56	r a f o o t—m i n i A T—C C T Y 203 R F	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 N25-57	ブリヂストンアシスタ B77	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1
交 N25-58	ブリヂストンアシスタ B78	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1
交 N25-59	20型 F O L D I N G F A T B I K E T D N—244 L	株式会社C Y C O O J A P A N 東京都台東区台東1丁目12番8号 金子ビル北側
交 N25-60	P E L T E C H—27.5 V T D A—728 L	株式会社P E L T E C H 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3—101
交 N25-61	20インチ 折畳電動アシスト自転車—215 b i c y c l e—215 a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 N25-62	20インチ 電動アシスト自転車—218 b i c y c l e—218 a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 N25-63	20インチ 電動アシスト自転車—501 b i c y c l e—501 a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 N25-64	20インチ 三輪電動アシスト自転車—219 b i c y c l e—219 a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 N25-65	24型センターモーター駆動電動アシスト自転車 T E C H C 19 S	株式会社J O e B テック 沖縄県うるま市勝連南風原5194—75
交 N25-66	N A T U R A L F L O W c o m p a c t T C Y—18/14N F C O M P A C T	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 N25-67	シャイデック M T—E 1130060	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号

交 N25-68	ヤマハバス X 5 L A	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交 N25-69	ヤマハバス X 5 L B	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交 N25-70	20型後輪駆動電動アシスト自転車 T E C H C 04 W	株式会社J O e B テック 沖縄県うるま市勝連南風原5194—75

○国家公安委員会告示第111号

道路交通法施行規則（昭和15年総理府令第六十号）第119条の7第11項において準用する同規則第119条の1第5項の規定により令和7年5月11日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用ひる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和7年6月17日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 A25-42	シャイデック T R—E 1130070	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
交 A25-43	電動アシスト自転車 T A M C 266	株式会社F U N N 福岡県福岡市東区篠松1—15—28
交 A25-44	電動アシスト自転車 T A C T 266	株式会社F U N N 福岡県福岡市東区篠松1—15—28
交 A25-45	e—C O N S C I O U S—206 F D—R E B—F D B—B206B A—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-46	e—C O N S C I O U S—246 L—F E B—F S L—B246R—P S—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-47	e—C O N S C I O U S—246 L—R E B—F S L—B246B A—P S—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-48	e—C O N S C I O U S—266 C—F E B—F R V—B266R—P S—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-49	e—C O N S C I O U S—266 L—F E B—F S L—B266R—P S—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26

交 A25-50	e—C O N S C I O U S—266L—R E B—F S L—B266BA—P S—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-51	e—C O N S C I O U S—276C—R E B—C L J—B276BA—P S—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-52	e—C O N S C I O U S—700C—R E B—C R B—B7006BA—B A A	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中1—2—26
交 A25-53	CHACLE F L E S H A A T—C C 260 F S	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 A25-54	CHACLE Z E L M I R A T—C C 260 Z M	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 A25-55	r a f o o t—m i n i A T—C C T Y 203 R F	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39
交 A25-56	ブリヂストンアシスタ B77	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1
交 A25-57	ブリヂストンアシスタ B78	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1
交 A25-58	20型 F O L D I N G F A T B I K E T D N—244L	株式会社C Y C O O J A P A N 東京都台東区台東1丁目12番8号 金子ビル北側
交 A25-59	P E L T E C H—27.5V T D A—728L	株式会社P E L T E C H 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3—101
交 A25-60	20インチ 折畳電動アシスト自転車—215 b i c y c l e—215a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 A25-61	20インチ 電動アシスト自転車—218 b i c y c l e—218a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 A25-62	20インチ 電動アシスト自転車—501 b i c y c l e—501a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号

交 A25-63	20インチ 三輪電動アシスト自転車—219 b i c y c l e—219a s s i s t	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町7番33号
交 A25-64	24型センターモーター駆動電動アシスト自転車 T E C H C 19 S	株式会社J O e B テック 沖縄県うるま市勝連南風原5194—75
交 A25-65	N A T U R A L F L O W c o m p a c t T C Y—18/14N F C O M P A C T	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339—39

○法務省告示第九十九号

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第三条第二項第一号及び第二項並びに土地家屋調査士法施行規則(昭和五十四年法務省令第五十三号)第十条の規定に基づき、同法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

法務大臣 鈴木 鑑佑

令和七年六月十七日

実施法人 日本土地家屋調査士会連合会

第二回土地家屋調査士特別研修

期間 令和七年六月三十日から同年九月六日まで

内容 基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考查を実施する。

○外務省告示第二百五十五号

令和七年二月十二日にボドゴリツアで、モンテネグロ音楽センターにおける楽器及び機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンテネグロ政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 モンテネグロ音楽センターにおける楽器及び機材整備計画を実施するため

に必要な生産物及び役務の購入

贈与の限度額 一億五千万円

贈与の供与期限 令和十一年一月三十一日

署名者 日 本 側 今村朗在モンテネグロ大使

モントネグロ側 タマラ・ブヨビッチ文化・メディア大臣

令和七年六月十七日

外務大臣 岩屋 紹

○外務省告示第二百六十六号

令和七年三月十日にニューヨークで、シリア・アラブ共和国におけるダマスカス郊外における脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 ダマスカス郊外における脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのア

クセス改善計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入

贈与額 八億千三百万円

署名者 日 本 側 御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側 マンディープ・オブリエン公爵バトナーシップ局長

令和七年六月十七日

外務大臣 岩屋 紹

○外務省告示第二百七十七号

令和七年三月十日にラマツアで、パレスチナにおける脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 六億円

3 署名者

日本側 荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長
国際連合児童基金側 ジーン・ゴーグ在パレスチナ事務所特別代表

令和七年六月十七日

○外務省告示第二百七十八号

令和七年二月二十七日にギーアで、緊急復旧計画（フェーズ4）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 緊急復旧計画（フェーズ4）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 八十八億円

3 贈与の供与期限 令和十年二月二十九日

4 日 本 側 中込正志在ウクライナ大使
署名者 ウクライナ側 オレクシ・クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展大臣

令和七年六月十七日

外務大臣 岩屋 豪

令和七年二月二十七日にエレバンで、アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミニュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 心理社会的支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 五億円

3 贈与の供与期限 令和八年二月二十八日

4 署名者 日 本 側 青木豊在アルメニア大使

国際連合児童基金側 クリストイーン・ヴァイガンド在アルメニア事務所代表

令和七年六月十七日

○防衛省告示第二百四十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年六月十七日

六ヶ所対空射撃場水

（青森県上北郡六ヶ所村地先）

域内までの海面

区域の名称	制限又は禁止区域
六ヶ所対空射撃場水	一区域

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	件
六ヶ所対空射撃場水	一区域	一区域	中谷 元

（全ての漁船の操業を禁止し、

午後七時まで午前八時まで）

（午後七時まで午前八時まで）

英國國王陛下の御誕生
祝電を発せられた。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名 青柳 晴紀

二、生年月日 平成十年七月二十三日生

申請上の住所 千葉県

三、返納すべき旅券

旅券番号 TT二二八二八七七

発行年月日 令和四年六月二十一日

旅券名義人 青柳 晴紀

四、返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和六年十一月二十五日、市川簡易裁判所裁判官から生命身体加害目的略取、逮捕監禁、傷害事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和七年四月十七日、警察庁から外務大臣にその旨通報があつたところから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至つたものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずるにとができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、山梨労働局の関係事業主を代表する者田中慶一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規

令和7年6月17日	厚生労働大臣 福岡 資麿 記		
<p>1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であつて、山梨労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。</p> <p>2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。</p> <p>3 推薦締切日 令和7年6月26日</p> <p>4 推薦書及び添付書類提出先 山梨労働局労働基準部労災補償課</p>			
様式			
令和 年 月 日			
厚生労働大臣 殿	団体名及びその代表者名		
参考候補者の推薦について			
<p>労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。</p>			
氏 名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴備 考

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

1 提出部数は正副2通とすること。

2 履歴書2通を添付すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

群馬労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、群馬県電気機械器具製造業最低工賃（平成25年群馬労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年6月17日

群馬労働局長 上野 康博

群馬県電気機械器具製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 群馬県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及び芯線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2芯で、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 5円00銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円36銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みのもの)	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒形のもの	100個につき 35銭
コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 61銭
コイル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 13円31銭

4 効力発生の日 令和7年7月17日

兵庫労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県靴下製造業最低工賃（平成13年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年6月17日

兵庫労働局長 赤松 俊彦

兵庫県靴下製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンキングミシン若しくはロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクバス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めの作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業務	規格	金額
リンキングミシンによるかがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによるかがり		41円
包装		41円
抜き返し		38円
返し		11円

4 効力発生の日 令和7年7月17日

兵庫県公安委員会告示配第一号

暴力団員による不正当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、令和7年6月17日から、その効力を生ずるものとする。

令和7年6月17日

兵庫県公安委員会委員長 津田 隆雄

- 一 (一) 名称 稲川会 廣瀬 道明
 (二) 主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市灘区篠原町四丁目二番四号
 (三) 代表する者の氏名 内堀 和雄
 (四) 代表する者の住所 神奈川県川崎市川崎区境町十三番五号
 (五) 指定番号 二〇一五一一（令和四年六月十七日東京都公安委員会告示第110号により公示した指定番号二〇一五一一）
- 二 (一) 名称 住吉会
 (二) 主たる事務所の所在地 東京都港区芝浦一丁目十番八号
 (三) 代表する者の氏名 小川 修
 (四) 代表する者の住所 東京都港区芝浦一丁目十番八号
 (五) 指定番号 二〇一五一一（令和四年六月十七日東京都公安委員会告示第110号により公示した指定番号二〇一五一一）

福岡県公安委員会告示配第一号

暴力団員による不正当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、令和7年6月17日から、その効力を生ずるものとする。

令和7年6月17日

福岡県公安委員会委員長 横頭 喜美恵

一 名称 五代目工藤會
 二 主たる事務所の所在地 福岡県北九州市小倉北区宇佐町一丁目八番八号
 三 代表する者の氏名 野村 信
 四 代表する者の住所 福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目十九番十五号
 五 指定番号 九〇一五一（令和四年六月十七日福岡県公安委員会告示第百四十九号により公示した指定番号九〇一一一一）
福岡県公安委員会告示配第1号
 次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 令和七年六月十七日
 福岡県公安委員会委員長 横頭章美恵
 指定暴力団
 令和四年十一月九日福岡県公安委員会告示第百九十八号に係る指定番号九〇一一一一の指定暴力団（道仁会）
 変更前
 一 代表する者の氏名 小林 哲治
 二 代表する者の住所 福岡県久留米市上津町千九百七十一番地七
 変更後
 一 代表する者の氏名 福田 憲一
 二 代表する者の住所 福岡県久留米市国分町千五百二十八番地三十八
沖縄県公安委員会告示配第一号
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のこととおり告示する。
 この指定は、令和七年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。
 令和七年六月十七日
 沖縄県公安委員会委員長 阿波連 光
 二 二 名称 堀塙會
 二 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北中城村字島袋一千三百六十一番地
 三 代表する者の氏名 稲敷 真
 四 代表する者の住所 沖縄県沖縄市諸見里三丁目四十七番二十一号
 五 指定番号 九七一五一（令和四年六月十七日沖縄県公安委員会告示第九十一号により公示した指定番号九七一一一一）

公 告

諸 事 項

渡良瀬川中央土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和7年5月23日認可したので、第84条において準用する同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年6月17日

関東農政局長 安東 隆

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第40177号

神奈川県横須賀市阿部倉16番10号

申立人 佐川 妙子

本籍神奈川県横浜市中区新山下1丁目12番、最後の住所横浜市中区松影町3丁目10番地17号テル21 303号室、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和6年4月1日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和27年8月4日、職業不明

被相続人 亡 笠本 正明

事務所横浜市港北区新横浜3-6-12日総第12ビル2階

相続財産清算人 弁護士 天野 康代

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40206号

東京都豊島区東池袋1丁目12番5号

申立人 東京信用金庫

本籍奈良県橿原市葛木町651番地、最後の住所横浜市青葉区桜台4番地37、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日令和5年12月31日、出生の場所東京府東京市城東区、出生年月日昭和9年5月20日、職業会社役員被相続人 亡 秋山 利繼

事務所横浜市中区本町4-43 A-P L A C E馬車道3階

相続財産清算人 弁護士 藤田 章弘

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第7066号

川崎市麻生区白山2丁目2番地

申立人 新ゆりグリーンタウン白山二丁目管理組合

本籍神奈川県川崎市麻生区王禅寺東2丁目678番地2、最後の住所川崎市麻生区白山2丁目2番1-704号、死亡の場所神奈川県川崎市宮前区、死亡年月日令和6年1月27日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和24年3月16日、職業不明

被相続人 亡 桐山 良行

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子303川崎相続遺言法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桶谷 雅弘

催告期間満了日 令和8年1月7日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第3130号

神奈川県足柄上郡開成町牛島50番地4 TYS 504ビル202号 足柄上法律事務所

申立人 笠間圭一郎

本籍神奈川県三浦郡葉山町堀内247番地、最後の住所神奈川県平塚市南金目1854番地の2、死亡の場所不詳、死亡とみなされる日平成30年10月20日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和34年10月9日、職業不詳

被相続人 亡 小峰 政和

事務所神奈川県足柄上郡開成町牛島50番地4 TYS 504ビル202号 足柄上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笠間圭一郎

催告期間満了日 令和8年1月15日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年（家）第3023号

新潟県村上市浜新田514

申立人 伊藤 司郎

本籍新潟県村上市新町1152番地11、最後の住所新潟県村上市浜新田369番地2シティハイム砂山2F、死亡の場所新潟県村上市、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所新潟県南蒲原郡加茂町、出生年月日昭和14年10月8日、職業不明

被相続人 亡 石川 力

事務所新潟県村上市飯野2丁目8番15号マリビル2階村上ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯塚 敬太

催告期間満了日 令和8年1月31日

新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年（家）第15032号

東京都新宿区左門町6番地9

申立人 東和警備保障株式会社

本籍新潟県長岡市飯塚4144番地、最後の住所新潟県長岡市草生津2丁目1番19号島峰アパート8号室、死亡の場所福島県双葉郡富岡町、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所新潟県三島郡越路町、出生年月日昭和30年5月27日、職業会社員

被相続人 亡 渡邊 和秋

事務所新潟県長岡市城内町2丁目6番1号高野不動産駅前ビル5E号室 長岡とちお法律事務所

相続財産清算人 弁護士 今井 弘和

催告期間満了日 令和7年12月28日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年（家）第749号

富山市堤町通り1丁目2番26号

申立人 株式会社北陸銀行

本籍富山県高岡市平米町102番地、最後の住所富山県高岡市平米町3番23号、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和3年8月16日、出生の場所富山県射水郡大門町、出生年月日大正12年9月10日、職業無職

被相続人 亡 山本かをり

事務所富山県高岡市丸の内2番5号アールワン丸の内ビル4階弁護士法人本田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本田 隆慎

催告期間満了日 令和8年1月6日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第165号
岐阜県関市東日吉町34番地
申立人 廣福寺
本籍岐阜県関市東日吉町8番地、最後の住所岐阜県関市東日吉町8番地、死亡の場所岐阜県関市、死亡年月日令和2年10月1日、出生の場所岐阜県武儀郡関町、出生年月日昭和13年2月22日、職業無職
被相続人 亡 山田 卓男
事務所岐阜市神田町1-8-4 プラドビル7A すぎしま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 杉島 健二
催告期間満了日 令和8年1月5日
岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第20042号
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍静岡県磐田市一言2559番地4、最後の住所静岡県磐田市国府台23番地22レオパレス国府台301、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日令和6年5月12日、出生の場所静岡県磐田市、出生年月日昭和28年2月27日、職業青果物卸売業
被相続人 亡 吉田 達司
浜松市中央区中央1丁目18番4号 ウィステリアピーク201号 さなる法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 淳
催告期間満了日 令和8年1月16日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第168号
三重県津市一志町庄村326
申立人 田端 正輝
本籍三重県津市一志町庄村326番地、最後の住所三重県津市中河原466番地4、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和30年10月21日、職業パート
被相続人 亡 田端 敬子
三重県津市栄町2丁目466番地楠井法律事務所
相続財産清算人 楠井 嘉行
催告期間満了日 令和7年12月26日
津家庭裁判所

令和7年(家)第3030号
滋賀県東近江市八日市上之町1番39-1号
申立人 町田 一平

本籍富山県射水市港町981番地、最後の住所滋賀県犬上郡多賀町大字中川原605番地2、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所富山県射水郡新湊町、出生年月日昭和10年9月14日、職業無職
被相続人 亡 糀谷 繁
滋賀県東近江市八日市上之町1番39-1号
相続財産清算人 司法書士法人まちかか法務
催告期間満了日 令和8年1月27日
大津家庭裁判所彦根支部

令和6年(家)第81692号
大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル12-12
申立人 株式会社F Production Japan
国籍韓国、最後の住所大阪市生野区田島1丁目10番16号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2017年6月下旬頃、出生の場所不明、出生年月日西暦1940年9月20日、職業不明
被相続人 亡 金 容漢
大阪市中央区難波3丁目7番12号G P・G A T Eビル7階
相続財産清算人 弁護士 塩路 広海
催告期間満了日 令和8年1月27日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80471号
広島市西区古江新町5-24-501
申立人 岩畔 忠
本籍大阪府池田市神田2丁目8番、最後の住所大阪府池田市神田2丁目8番17号、死亡の場所大阪府池田市、死亡年月日令和元年8月30日、出生の場所東京都東京市荏原区、出生年月日昭和10年8月6日、職業不詳
被相続人 亡 岩畔 茂
大阪市北区西天満4-8-17 宇治電ビルディング5階
相続財産清算人 弁護士 伊藤 芳晃
催告期間満了日 令和8年1月28日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80535号
大阪市東淀川区相川3丁目4番13号
申立人 山城 由美
本籍奈良県奈良市山町603番地、最後の住所大阪市東淀川区相川2丁目14番22号、死亡の場所大阪府大阪市東淀川区、死亡年月日推定令和4年12月、出生の場所奈良県奈良市、出生年月日昭和37年1月7日、職業不明
被相続人 亡 池成 慎也

大阪市中央区北浜2-6-11 北浜エクセルビル2階
相続財産清算人 弁護士 寺崎瑛里子
催告期間満了日 令和8年1月28日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第30084号
岡山県備前市麻宇那504番地5
申立人 木村 智恵
本籍岡山県岡山市北区駅前町2丁目6番、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町北池169番地
養護老人ホーム樂々園、死亡の場所岡山県瀬戸内市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所台中州台中市、出生年月日昭和5年1月25日、職業無職
被相続人 亡 藤枝 芳子
事務所岡山市北区富田町1丁目5番6号志水ビル301号
相続財産清算人 原田 隆
催告期間満了日 令和7年12月30日
岡山家庭裁判所

令和7年(家)第7009号
山口県防府市南松崎町12-18
申立人 重松 光生
本籍山口県防府市錆物師町8番、最後の住所山口県防府市戎町2丁目2番12号、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和5年2月14日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和32年1月8日、職業会社員
被相続人 亡 斎藤 初子
山口県防府市寿町2-11 吉幸Ⅱビル3階
相続財産清算人 弁護士法人いたむら法律事務所
催告期間満了日 令和8年1月5日
山口家庭裁判所

令和7年(家)第174号
香川県三豊市財田町財田上3752番地3
申立人 岡崎 保子
本籍香川県仲多度郡まんのう町吉野下413番地1、最後の住所香川県三豊市財田町財田上3752番地3、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所香川県仲多度郡満濃町、出生年月日昭和10年4月22日、職業無職
被相続人 亡 大西トキ子

香川県観音寺市坂本町5丁目18番35号安藤法律事務所観音寺オフィス
相続財産清算人 弁護士 東海林博貴
催告期間満了日 令和8年1月23日
高松家庭裁判所観音寺支部

令和7年(家)第158号
東京都文京区後楽1丁目4番14号
申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会
本籍香川県三豊市詫間町松崎620番地3、最後の住所香川県三豊市詫間町松崎626番地5、死亡の場所香川県三豊市、死亡年月日令和6年4月28日、出生の場所香川県三豊市詫間町、出生年月日昭和37年10月3日、職業無職
被相続人 亡 田尾 祐二
香川県観音寺市坂本町1丁目3番17号グランシャトー坂本2階有明法律事務所
相続財産清算人 弁護士 秋月 智美
催告期間満了日 令和8年1月23日
高松家庭裁判所観音寺支部

令和7年(家)第7071号
福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
申立人 福岡市長 高島宗一郎
本籍福岡県福岡市東区若宮3丁目9番、最後の住所福岡県福岡市東区若宮3丁目9番33号、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日平成23年8月13日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和23年7月23日、職業不明
被相続人 亡 田中英三郎
事務所福岡県福岡市東区箱崎3丁目5番38-201号
相続財産清算人 司法書士 國府寺恵子
催告期間満了日 令和8年2月16日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第16号
申立人 八代市
本籍熊本県八代市催合町818番地、最後の住所熊本県八代市催合町818番地、死亡の場所熊本県八代市、死亡年月日平成27年3月28日、出生の場所熊本県八代郡金剛村、出生年月日昭和14年4月18日、職業不詳
被相続人 亡 小林 満則
事務所熊本県中央区水前寺6丁目27番20号
神水恵比須ビル204号 塚本幸司法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塚本 幸司
催告期間満了日 令和7年12月26日
熊本家庭裁判所八代支部

令和7年(家)第8332号
石川県小松市芦田町2丁目18番地
申立人 坂本 大輔

本籍石川県加賀市柴山町三の216番地、最後の住所石川県小松市矢田野町ヲ50番地ディアローグ春日101号B、死亡の場所石川県小松市、死亡年月日令和7年3月21日、出生の場所石川県江添郡大聖寺町、出生年月日昭和31年4月19日、職業無職

被相続人 亡 柴木 明

石川県小松市芦田町2丁目18番地

相続財産清算人 坂本 大輔

催告期間満了日 令和7年12月31日

金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第39号

三重県伊賀市島ヶ原6054番地

申立人 西口 守

本籍三重県伊賀市上野向島町3466番地、最後の住所三重県伊賀市平野見能340番地の6、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日推定令和6年10月18日、出生の場所三重県上野市、出生年月日昭和28年2月1日、職業無職

被相続人 亡 相樂 久子

事務所三重県伊賀市島ヶ原663番地

相続財産清算人 司法書士 島井不二雄

催告期間満了日 令和7年12月26日

津家庭裁判所伊賀支部

令和7年(家)第62号

三重県伊賀市上友田2986番地

申立人 城 康展

本籍三重県伊賀市上友田2759番地2、最後の住所三重県伊賀市上友田2759番地の2、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所三重県阿山郡阿山村、出生年月日昭和35年10月21日、職業無職

被相続人 亡 城 英晴

事務所三重県津市羽所町345番地 津駅前第一ビル6階北蔵法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北蔵 太

催告期間満了日 令和7年12月26日

津家庭裁判所伊賀支部

令和7年(家)第123号

北海道名寄市字緑丘9番地1

申立人 社会福祉法人名寄みどりの郷

本籍北海道名寄市大通北3丁目14番地、最後の住所北海道名寄市字緑丘9番地1、死亡の場所北海道名寄市、死亡年月日令和6年11月11日、出生の場所北海道上川郡名寄町、出生年月日昭和23年9月15日、職業無職

被相続人 亡 渕 勝俊

主たる事務所旭川市9条通7丁目2483番地6
熊谷ビル3階、従たる事務所北海道名寄市西6条南10丁目2番地14スキルビル1階
相続財産清算人 弁護士法人道北法律事務所
催告期間満了日 令和8年1月31日
旭川家庭裁判所名寄支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第418号

青森市長島3丁目18番6号 小野・清水共同法律事務所

申立人 清水 和秀

本籍青森県青森市大字浅虫字螢谷65番地、最後の住所青森市造道1丁目10番2号 住宅型有料老人ホーム心、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和4年7月20日、出生の場所青森県東津軽郡野内村、出生年月日昭和24年7月12日、職業不明

被相続人 亡 永井 公平

催告期間満了日 令和8年1月31日

青森家庭裁判所

令和7年(家)第1424号

富山県砺波市宮沢町1番51号アイビジョン2-Aとなみ野法律事務所

申立人 義 健太郎

本籍富山県砺波市苗加588番地、最後の住所富山県砺波市苗加793番地1、死亡の場所富山県砺波市、死亡年月日令和4年8月28日、出生の場所富山県砺波市、出生年月日昭和21年9月11日、職業自営業

被相続人 亡 水木 清治

催告期間満了日 令和7年12月26日

富山家庭裁判所高岡支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第2号

北九州市戸畠区牧山海岸2番23号

申立人 株式会社アイアンワークスナカムラ
代表者代表取締役 中村 剛孝

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月12日

令和7年5月23日 下関簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B B 86447

金額 4,380,218円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 山口県下関市

支払場所 株式会社山口銀行今浦支店

振出日 令和6年12月31日

振出地 山口県下関市

振出人 日本ビジネス株式会社 代表取締役

堀 雅人

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

北海道阿寒郡鶴居村字幌呂36番地

申立人 松井 廣道

権利の届出の終期 令和7年9月1日

令和7年5月22日 銚路簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 阿寒郡鶴居村字幌呂45番3

牧場 3111平方メートル

(2)登記年月日番号 銚路地方法務局昭和14年7月

28日受付第2508号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 土地上権設定

原因 昭和14年7月24日設定

目的 立木所有築釜小屋掛

存続期間 昭和14年7月より4年

地代 なし

地上権者 阿寒郡鶴居村字幌呂北六線38番地

保証責任幌呂信用購売販買利用組合

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第23号

青森県平川市大光寺四滝本97

申立人 大川 恵子

本籍青森県平川市大光寺四滝本97番地、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者 大川 元春

昭和13年1月7日生

届出期間満了日 令和7年10月15日

青森家庭裁判所弘前支部

令和6年(家)第652号

埼玉県熊谷市本石2丁目217-1-202号室

申立人 松本 晓

本籍千葉県市原市南岩崎643番地9、最後の住所千葉県市原市南岩崎643番地9

不在者 江良 昭枝

昭和18年5月29日生

届出期間満了日 令和7年9月24日

千葉家庭裁判所

令和6年(家)第1127号

千葉県市原市国分寺台中央1-2-2ラク

103号

申立人 飯沼 慎爾

本籍千葉県市原市国分寺台中央5丁目7番地11、最後の住所千葉県市原市国分寺台中央5丁目7番地11

不在者 飯沼 嘉信

昭和29年12月10日生

届出期間満了日 令和7年9月24日

千葉家庭裁判所

令和6年(家)第1166号

千葉県八千代市大和田新田312番地41

申立人 内山 一郎

本籍千葉県八千代市大和田新田312番地41、最後の住所千葉県八千代市大和田新田312番地41

不在者 内山 武男

昭和12年1月14日生

届出期間満了日 令和7年9月26日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第2148号 東京都墨田区業平2-5-11-201 東急ドエルアルス押上
申立人 張替 昭宏
本籍東京都葛飾区東四つ木4丁目296番地、最後の住所東京都葛飾区立石2丁目17番12号
大田方
不在者 藤枝 俊夫
昭和25年4月23日生
届出期間満了日 令和7年9月22日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3088号 東京都杉並区西荻北4丁目22番5号
申立人 松田源一郎
本籍長崎県長崎市酒屋町18番地、最後の住所不明
不在者 松田キミヨ
明治32年11月9日生
届出期間満了日 令和7年10月3日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3222号 埼玉県所沢市大字上山口383番地の2
申立人 田中 光男
本籍東京都豊島区高田2丁目514番地、最後の住所東京都杉並区上高井戸1丁目57番地
不在者 田中 末子
昭和19年9月15日生
届出期間満了日 令和7年9月20日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第215号 横浜市鶴見区東寺尾1-9-37
申立人 鈴木まち子
本籍茨城県笠間市安居58番地、最後の住所横浜市神奈川区白幡南町16番7号十一屋アパート
不在者 持丸 満男
昭和15年2月5日生
届出期間満了日 令和7年9月29日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第119号 静岡県浜松市中央区西島町177番地の1
申立人 渋田 京子
本籍静岡県浜松市中央区西島町598番地6、最後の住所静岡県浜松市中央区西島町598番地の6
不在者 香川 有代
昭和24年2月7日生
届出期間満了日 令和7年9月22日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和6年(家)第3856号 東京都府中市白糸台2-67-30 カーサ中屋201
申立人 杉山ハルエ
本籍長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷143番地、最後の住所大阪府大阪市西区北堀江2丁目1番2-601号
不在者 杉山 正博
昭和46年11月2日生
届出期間満了日 令和7年9月25日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第129号 大阪市鶴見区横堤2丁目15番25号横堤ハイツ5号室
申立人 岡 敏昭
国籍韓国、最後の住所大阪市西区新町1-24-6
不在者 李 京淑
西暦1962年11月4日生
届出期間満了日 令和7年9月24日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第172号 大阪府吹田市泉町5丁目5番14号
申立人 森國 義治
国籍インド、最後の住所インド
不在者 PREMLATHA YUKIKO TIPPOO
西暦1930年3月11日生
届出期間満了日 令和7年9月22日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第164号 大阪市生野区勝山北5丁目4番8号
申立人 趙 幸男
国籍韓国、最後の住所不明
不在者 趙 貴壬
西暦1937年4月15日生
届出期間満了日 令和7年9月22日
大阪家庭裁判所

令和6年(家)第1605号 神戸市須磨区高倉台4丁目2番1-1210号
申立人 シミズ ヌングルツタイ
本籍兵庫県神戸市中央区花隈町20番、最後の住所神戸市中央区港島中町3丁目2番地の1
ポートアイランド団地66棟1102号
不在者 清水 孝
昭和17年10月10日生
届出期間満了日 令和7年9月22日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第80号 兵庫県豊岡市戸牧7番地の10
申立人 三上 幸子
本籍兵庫県美方郡香美町香住区土生259番地、最後の住所兵庫県豊岡市下陰26番地の4
不在者 三上富美雄
昭和23年1月3日生
届出期間満了日 令和7年10月10日
神戸家庭裁判所豊岡支部

令和7年(家)第98号 愛媛県松山市道後湯之町1-5 オーヴィジョン道後湯之町607
申立人 高須賀直子
本籍愛媛県松山市西石井3丁目436番地21、最後の住所愛媛県松山市西石井3丁目10番20号
不在者 中西 大
昭和2年7月29日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第54号 熊本市西区花園1丁目19番8号
申立人 内田真寿美
本籍熊本県熊本市西区河内町東門寺713番地、最後の住所熊本市西区河内町東門寺818番地1
不在者 内田 豊
昭和7年11月10日生
届出期間満了日 令和7年9月24日
熊本家庭裁判所

令和6年(家)第44号 愛知県刈谷市池田町1丁目503レインメカ-204号
申立人 岡田 克文
本籍大分県国東市国東町富来浦2204番地、最後の住所大分県国東市国東町大字富来浦2204番地
不在者 木村 守
昭和8年3月1日生
届出期間満了日 令和7年10月22日
大分家庭裁判所杵築支部

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第2号

愛知県江南市山尻町朝日76番地

申立人 有限会社フジカワ精機

代表者代表取締役 河尻 勝幸

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月21日

令和7年5月22日 名古屋簡易裁判所

(別紙) 目 錄

約束手形 1通

手形番号 G Q285404

金額 371,298円

支払期日 令和7年1月24日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社三井住友銀行名古屋支店

振出日 令和6年11月25日

振出地 愛知県小牧市

振出人 C K D 株式会社 代表取締役社長 奥岡 克仁

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第6号

鳥取県鳥取市緑ヶ丘3丁目54番地

債務者 共栄運輸有限会社

代表者取締役 安本 嘉孝

1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北野 彰子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第230号
 大分市大字猪野706番地の28
 債務者 大分電子サービス株式会社
 代表者代表取締役 津田 修二
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小白川 類
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第98号
 群馬県前橋市元総社町1744番地1
 債務者 古澤 淳
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 宮下 章
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第891号
 東京都小平市上水本町2丁目17番14号グリーンテラス上水本町サウス106号
 債務者 五十嵐飛大
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 井上 明子
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第427号
 千葉県我孫子市湖北台7丁目18番74-305号
 債務者 三井 永吾
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小玉 大介
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月18日午前10時20分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第473号
 横浜市港北区新吉田東5丁目80番5号 ディアコートB102
 債務者 中村あみり(旧姓島貫)
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 細村 賢太
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月26日午後2時20分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第352号
 川崎市麻生区万福寺2丁目5番20号 Tメゾン 106
 債務者 北條 宏樹
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山本 友也
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午後2時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第50号
 栃木県足利市五十部町322番地23
 債務者 盛田 大介
 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 林 康太郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月4日まで
 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第404号
 千葉県松戸市小金原2丁目16番地の4 オーキヒルズⅢ204号
 債務者 田島 博美(旧姓海老澤)
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 芦部勇一郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午後1時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第593号
 東京都昭島市美堀町1丁目9番7号
 債務者 加藤 裕介
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 船戸 暖
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月28日午前11時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第343号
 千葉県柏市藤心3丁目2番10号 永福第6ハイム205号
 債務者 中村 慎子
 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田中 晋
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午前10時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第402号
 千葉県柏市永楽台3丁目9番8号 リトルオアシス201号
 債務者 吉野 明香
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 原 崇人
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午後2時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第422号
 千葉県野田市今上1611番地の1
 債務者 染谷 雄輝
 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 富田 千鶴
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午前10時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第428号
 千葉県流山市南流山2丁目21番地の19 サンライズ南山202
 債務者 小嶋 勝彦
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小林 義和
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第272号
 川崎市宮前区初山2丁目26番2-2号
 債務者 栄 仁権
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第54号
 島根県松江市東出雲町揖屋2751番地137
 債務者 永田 佐江
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 伊中 裕輔
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午後2時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第27号
 熊本県玉名市築地255番地25
 債務者 宮尾 龍典
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 笠 賢太朗
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
 熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第763号
 東京都国分寺市東恋ヶ窪3-22-3、住民票上の住所東京都稲城市東長沼422番地の5セイシェル203号
 債務者 豊住 英明
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 栗原 亮介
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第398号
 東京都大田区南馬込5丁目2番6号 アミューズ・南馬込102
 債務者 弓削田 勉
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山本 晃三
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第275号
 川崎市宮前区土橋2丁目2番地2 ルミナス宮前平 102
 債務者 河津 沙英
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菊池 博愛
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第525号
 横浜市旭区市沢町89番地7 富士見ハイツ102
 債務者 塚本 晴久
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 宇野 真由美

4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後1時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第453号
 静岡県浜松市中央区中野町646番地
 債務者 岡本 若菜
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 外山 弘宰
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第1349号
 横浜市港南区上永谷2丁目22番1号
 債務者 西尾 健一
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 池田 博毅
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第417号
 千葉県柏市大井718番地 ビュー大木戸1-202号
 債務者 林 一公
 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松本 尚道
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月29日午後1時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第438号
 千葉県松戸市大金平1丁目11番地 リバール北小金203号
 債務者 前谷 修央
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 板倉 崇之
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月29日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第92号
 千葉県東金市北之幸谷9番地6 糸房ビル20C
 債務者 高田 誠一
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中間 陽子
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午後1時45分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第174号
 新潟市秋葉区新町3丁目13番37号 西山アパート203号、申立時の住所新潟市秋葉区新津東町1丁目6番27号
 債務者 四季彩B I S T R Oねむの木こと 池田 譲二
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 江畠 博之
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
 新潟地方裁判所民事部

<p>令和7年(フ)第38号 新潟県阿賀野市七島422番地 債務者 神田 実祐(旧姓田中) 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯部 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 新潟地方裁判所新発田支部</p> <p>令和7年(フ)第402号 広島市中区国泰寺町1丁目3番2-203号 債務者 関原 謙 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大村 真司 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第602号 仙台市青葉区高松3丁目10番26号 債務者 大和田 晃 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 千尋 4 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第79号 長崎県長崎市高平町2番10-203号 債務者 陣川 明子 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 祥之 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 長崎地方裁判所民事部破産係</p>	<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第110号 山形県寒河江市大字島字島東117番地の1 アゼリアB棟102 債務者 加藤 慶太 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 山形地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第568号 名古屋市守山区小幡南2丁目18番12号 S J KビルⅧ小幡601号 債務者 森 善紀 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第808号 名古屋市中区栄5丁目11番35号 プレサンス ジェネ栄609号 債務者 F i e r t e こと 原 千晶 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第845号 名古屋市港区野跡5丁目3番2-804号 稲永莊 債務者 小濱 幸夫 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第864号 名古屋市緑区浦里4丁目227番地 県営鳴海住宅F棟804号 債務者 小笠原拓哉 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第949号 名古屋市守山区小六町7番23号 メゾン小六 709号、従前の住所名古屋市北区山田2丁目 11番11号 大曾根住宅4棟6-8号 債務者 斎藤 澄 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第958号 愛知県小牧市常普請2丁目149番地1 債務者 枝 和紀 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第961号 名古屋市中川区かの里2丁目502番地 T S パレス201号 債務者 イシハラ マグノリア サロンガ (ISHIHARA MAGNOLIA S ALONGA) 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1002号 名古屋市中川区十番町2丁目7番地の1 ウェルビーイング六番町102号 債務者 富井ゆりか 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1017号 名古屋市中川区かの里2丁目502番地 T S パレス201号 債務者 イシハラ マグノリア サロンガ (ISHIHARA MAGNOLIA S ALONGA) 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1021号 愛知県春日井市不二ガ丘2丁目19番地 債務者 堀 竜二 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
--	---	--

令和7年(フ)第1027号	名古屋市中区千代田2丁目24番34号 神喜ビル303号 債務者 石井 満隆 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1147号	名古屋市港区知多3丁目201番地 県営南陽第一住宅第1号棟第606号 債務者 大西 恵子 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1149号	名古屋市東区砂田橋3丁目2番104-801号 大幸東団地 債務者 安保 智 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1206号	名古屋市東区百人町37番地 つるいビル508号、従前の住所愛知県名古屋市熱田区神宮4丁目9番14号 熱田荘201号 債務者 永井二三夫 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1207号	名古屋市東区百人町37番地 つるいビル508号、従前の住所愛知県名古屋市熱田区神宮4丁目9番14号 熱田荘201号 債務者 永井のぶ子 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1208号	名古屋市東区百人町37番地 つるいビル508号、従前の住所愛知県名古屋市熱田区神宮4丁目9番14号 熱田荘201号 債務者 永井 康信 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2180号	大阪府東大阪市御厨栄町2丁目9番29号 ラパンプラス 201号 債務者 菅野 哲周 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2299号	大阪市浪速区日本橋西1丁目8番27-504号 債務者 村田 素香 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3656号	東京都北区浮間3丁目1-26-306 債務者 東 美希 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3710号	東京都大田区東六郷3丁目1-1-504 債務者 松本 祐樹 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3714号	東京都中野区若宮2丁目32-12-203 債務者 小園 悠太 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3716号	東京都豊島区長崎2丁目5-9-202 債務者 荒木 稔 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3820号	東京都大田区中馬込2丁目15-9-405 債務者 小倉 菜月 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3845号	東京都杉並区和泉4丁目41-13-404 債務者 斎藤 麗 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3703号	東京都板橋区中板橋27-12-101 債務者 中村 良子 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3708号	東京都足立区東綾瀬2丁目12-6-106 債務者 瀧川 廣一 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
破産手続廃止	
令和7年(フ)第85号	千葉県柏市豊四季229番地1 インシュランスピルⅧ-601号、前住所東京都江戸川区北小岩5丁目14番12号 マルベリー小岩305 破産者 川向 聰 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第86号	千葉県柏市豊四季229番地1 インシュランスピルⅧ-601号、前住所京都府京都市北区衣笠荒見町1番地24 破産者 川向 啓子(旧姓岩越) 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(フ)第238号	北海道留萌市東雲町1丁目105番地 破産者 有限会社マルヨカとう青果 1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第145号	千葉県柏市北柏2丁目20番地6 プレジオⅡ-101号 破産者 川崎 力 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(フ)第161号	千葉県松戸市栄町1丁目8番地の2 ランドフォレスト松戸205号 破産者 萩原 貴哉 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(フ)第77号	千葉県柏市つくしが丘4丁目8番8号 プランドール102号、前住所千葉県松戸市小金きよしけ丘5丁目10番地の8 ハイツパークサイド202号 破産者 藤原 崇 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(フ)第98号	岐阜県可児市土田5267番地レーベンラウム601、旧本店所在地名古屋市中区葵1丁目20番19号 破産者 株式会社MMC
1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和6年(フ)第238号	北海道留萌市東雲町1丁目105番地 破産者 有限会社マルヨカとう青果 1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第3290号	大阪市此花区西九条1丁目33番13号オーフラ第2ビル2階 破産者 株式会社ファーストリンク 1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5124号	大阪府東大阪市長田東2丁目2番3号202 破産者 株式会社キンゾー 1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6168号	大阪市淀川区木川西4丁目1番27号 破産者 株式会社シゲゾー興産 1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第616号	熊本市中央区安政町5番15 破産者 医療法人浩仁会 1 決定年月日 令和7年6月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第1162号	東京都杉並区阿佐谷南3丁目38番32号林ビル102 破産者 有限会社オサダメディカル 1 決定年月日 令和7年6月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1670号	神奈川県相模原市南区新磯野2丁目13番15号相模土建ビル4階403、申立時の住所東京都町田市本町2523番地7公社住宅ハ21-503 破産者 宮元 一光 1 決定年月日 令和7年6月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第3号
三重県松阪市久保町1260番地3 エアリー2
201号室
破産者 中澤 健一

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第7号
三重県多気郡明和町大字大淀乙719番地5
破産者 島 智之

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第199号
三重県三重郡川越町大字高松13番地 コーキア富洲原1A、開始決定時の住所三重県三重郡川越町大字高松33番地
破産者 大和田勝子

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第24号
三重県桑名市藤が丘3丁目403番地、前住所三重県鳥羽市浦村町1500番地7
破産者 吉川塗装こと 吉川 友弘

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第29号
三重県四日市市小杉町1487番地56
破産者 三島 昌洋

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第47号
三重県四日市市あがたが丘3丁目26番地8、前住所三重県四日市市あがたが丘2丁目9番地11
破産者 田中 保彦

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第479号
大津市坂本7丁目30番50号
破産者 HSK. JAPAN株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第985号
大阪市住之江区安立3丁目4番23号 ラ・セーヌ安立 301号
破産者 北野 韶哉

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5615号
大阪府豊中市螢池東町4丁目2番18号
破産者 株式会社ビーデレック

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第314号
香川県高松市国分寺町福家甲124番地4
破産者 有限会社ミドリ物流

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第68号(差戻前令和6年(フ)第169号)
北九州市小倉北区砂津3丁目2番1-1513号
破産者 元兼沙登子(旧姓福原・畠田)

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産手続終結

令和6年(フ)第3869号

東京都東久留米市新川町1丁目8-17

破産者 野島 光江

- 1 決定年月日 令和7年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第60号

岐阜県瑞穂市牛牧458番地1

破産者 有限会社ヤトウ設備

- 1 決定年月日 令和7年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岐阜地方裁判所

令和5年(フ)第2214号

名古屋市中区錦2丁目15番20号 三永伏見ビル1階

破産者 株式会社ゼアズライツ

- 1 決定年月日 令和7年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第195号

千葉県銚子市小畑新町7928番地の3

破産者 加瀬 勝

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第146号

三重県桑名市多度町香取54番地

破産者 一木産業株式会社

1 決定年月日 令和7年6月6日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第179号

三重県四日市市栄町1番11号

破産者 山路工業株式会社

1 決定年月日 令和7年6月6日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第202号

三重県四日市市中町9番20号

破産者 長岡 豪

1 決定年月日 令和7年6月6日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第28号

兵庫県揖保郡太子町鶴126番地の2

破産者 有限会社アルコイハラ

1 決定年月日 令和7年6月6日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所龍野支部

令和5年(フ)第1116号

仙台市宮城野区高砂1丁目31番地の1

破産者 有限会社ナンシシリーズ

1 決定年月日 令和7年6月6日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

<p>令和5年(フ)第145号 青森市大字高田字川瀬171番地5 破産者 西海開発株式会社 1 決定年月日 令和7年6月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和7年(フ)第177号 広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム3丁目25番14号 破産者 山地健一郎 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年8月19日午前11時30分 令和7年6月6日</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年8月19日午前10時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第517号 福岡県宗像市自由ヶ丘九丁目15番地13 破産者 株式会社イーアイエフ産業 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午後2時30分 令和7年6月3日</p>
<p>令和4年(フ)第97号 盛岡市鈴屋町2番20号 破産者 有限会社川鉄商店 1 決定年月日 令和7年6月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和7年(フ)第148号 広島県東広島市志和町奥屋256番地の8 破産者 有限会社プラス 1 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午前11時30分 令和7年6月9日</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月10日午前11時 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第365号 鹿児島市和田1丁目50番12号 ウィンディア 川路202号 破産者 児玉 純孝 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午前11時30分 令和7年6月6日</p>
<p>令和5年(フ)第9号 新潟県糸魚川市大字間脇2330番地 破産者 株式会社池田精密 1 決定年月日 令和7年6月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和6年(フ)第1845号 福岡市東区原田1丁目43番34-101号 C B 箱崎ラウム 破産者 久留嶋貴至 1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 2 一般調査期日 令和7年8月19日午後1時30分 令和7年6月3日</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 2 一般調査期日 令和7年8月28日午前10時35分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第399号 和歌山市西庄865番地11 破産者 山田 直輝 1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 2 一般調査期日 令和7年8月28日午前10時35分 令和7年6月6日</p>
<p>令和5年(フ)第9号 新潟県糸魚川市大字間脇2330番地 破産者 株式会社池田精密 1 決定年月日 令和7年6月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和7年(フ)第304号 福岡市東区馬出6丁目9番13-302号 吉山 ビル 破産者 森 麻里 1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 2 一般調査期日 令和7年7月24日午前10時 令和7年6月2日</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 2 一般調査期日 令和7年8月7日午後2時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和7年(フ)第390号 福岡市東区松田3丁目8番18-801号 葉山 マンションII、前住所福岡市東区松田3丁目 24番8-1107号 ロワールマンション箱崎II 破産者 倉富 隆志 1 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 2 一般調査期日 令和7年8月7日午後2時30分 令和7年6月4日</p>
<p>令和6年(フ)第141号 福岡市博多区那珂3丁目21番27-202号 サークル竹下東 破産者 小林 公憲 1 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 2 一般調査期日 令和7年9月2日午後2時 令和7年6月3日</p>	<p>令和6年(フ)第551号 神戸市兵庫区御崎町2丁目1番8号、従前の 住所神戸市兵庫区笠松通5丁目4番8号 破産者 松本日出男 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年8月19日午前10時30分 令和7年6月6日</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 2 一般調査期日 令和7年9月17日午後2時30分 令和7年6月4日</p>	<p>令和6年(フ)第107号 茨城県水戸市見和1丁目323番地の6 破産者 株式会社茨城フジカラー 1 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 2 一般調査期日 令和7年9月17日午後2時30分 令和7年6月4日</p>
<p>令和7年(フ)第20号 山梨県甲府市川田町946番地1、前本店所在 地山梨県笛吹市石和町市部522番地 破産者 ギヤッペ株式会社(旧商号風間建設株 式会社) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後3時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第42号 東京都葛飾区東金町3丁目22番14号、前住所 愛媛県宇和島市保田甲1007番地19 破産者 日高 光雄 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後1時30分 令和7年6月6日</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後1時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第410号 愛知県安城市桜井町新田74番地 チェリーヒ ルズA203 破産者 粟井 将也 1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 2 一般調査期日 令和7年10月14日午後1時30分 令和7年6月4日</p>
<p>令和7年(フ)第20号 山梨県甲府市川田町946番地1、前本店所在 地山梨県笛吹市石和町市部522番地 破産者 ギヤッペ株式会社(旧商号風間建設株 式会社) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後3時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第552号 神戸市兵庫区御崎町2丁目1番8号、従前の 住所神戸市兵庫区笠松通5丁目4番8号 破産者 松本きぬえ</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後1時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第18号 兵庫県洲本市物部3丁目5番4号、従前の住 所兵庫県洲本市本町4丁目3番8号 破産者 花野 博 1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 2 一般調査期日 令和7年9月8日午前10時 令和7年6月9日</p>
<p>令和7年(フ)第20号 山梨県甲府市川田町946番地1、前本店所在 地山梨県笛吹市石和町市部522番地 破産者 ギヤッペ株式会社(旧商号風間建設株 式会社) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後3時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第552号 神戸市兵庫区御崎町2丁目1番8号、従前の 住所神戸市兵庫区笠松通5丁目4番8号 破産者 松本きぬえ</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後1時30分 令和7年6月6日</p>	<p>令和6年(フ)第517号 福岡県宗像市自由ヶ丘九丁目15番地13 破産者 株式会社イーアイエフ産業 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午後2時30分 令和7年6月3日</p>

債権者集会招集

令和6年(フ)第212号

岡山県倉敷市玉島勇崎1097番地の17
破産者 倉敷スクールタイガー縫製株式会社
1 期日 令和7年8月21日午後1時30分
2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年5月30日 岡山地方裁判所倉敷支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第73号

宮崎県児湯郡都農町大字川北765番地
破産者 安藤 修二

異議申述期間 令和7年7月22日まで

令和7年6月9日 宮崎地方裁判所破産係
令和5年(フ)第3572号

大阪府高槻市紺屋町7番6号 コスミティ高槻408、開始決定時大阪府高槻市高槻町11-9-201
破産者 築山 潤

異議申述期間 令和7年8月1日まで
令和7年6月6日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2037号

東京都大田区大森北1丁目19番2号
清算株式会社 株式会社ニュースワン
代表清算人 上原 一夫

1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第2090号

東京都中央区東日本橋1丁目1番7号
清算株式会社 Ace Asia Agency株式会社

1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和7年(再)第15号

名古屋市中区栄2丁目11番30号
再生債務者 株式会社ロイヤル
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和3年(再)第2号

京都市中京区姥柳町210番地
再生債務者 株式会社TOPS京都
1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨 監督委員が選任されているところ、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過した。

令和7年5月29日

京都地方裁判所第5民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第20号

愛知県岡崎市百々町字東側8番地
再生債務者 柴田 靖
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月8日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第32号

愛知県刈谷市東境町登り坂45番地 パウダースノ-102号
再生債務者 寺崎 孝治
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月8日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第46号

愛知県碧南市城山町5丁目1番地1
再生債務者 矢野 辰弥
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第103号

札幌市中央区南1条東4丁目7番地 ワタナベレジデンス506号
再生債務者 金住 敬子

1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第110号

札幌市西区八軒1条西1丁目2番5-502号
再生債務者 北口 翔也

1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第56号

さいたま市桜区大字五関173番地10

再生債務者 外岡 秀夫
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月22日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年(再イ)第63号

千葉市中央区末広3丁目11番9号 Made II 307号
再生債務者 猪原 邦彦

1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第74号

千葉市中央区登戸4丁目12番3-201号
再生債務者 毛利 卓也

1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第6号

千葉県大網白里市富田2113番地76

再生債務者 由利 貴嗣

1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第11号

岐阜県土岐市肥田町肥田1490番地の5

再生債務者 村松 篤

1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（再イ）第47号 名古屋市名東区猪子石原2丁目913番地 再生債務者 稲川 豪 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第122号 福岡市東区菅松2丁目16番15-601号 第11 マルヤビル箱崎 再生債務者 小夜 結生 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再口）第1号 山口県柳井市遠崎342番地4 再生債務者 上山 征彦 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで 山口地方裁判所岩国支部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 津地方裁判所四日市支部	令和7年（再イ）第133号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2丁目4番12号 アンソレイエ長者原C 201号 再生債務者 有吉 博樹 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第86号 札幌市東区伏古5条4丁目3番8-208号 再生債務者 辻 舞子 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第1号 宮城県加美郡加美町字新小路129番地3 再生債務者 佐藤 清陽 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第2号 岐阜県揖斐郡池田町白鳥105番地の8 再生債務者 林 啓 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 岐阜地方裁判所大垣支部	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月22日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第6号 愛媛県四国中央市妻島町1681番地4 メゾン・ド・仙波 201号 再生債務者 渡邊 雅樹 1 決定年月日時 令和7年6月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで 松山地方裁判所西条支部	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第35号 静岡県藤枝市高柳4丁目15番22-2号 再生債務者 榊原 輝将 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第95号 福岡県古賀市千鳥2丁目1番31号 サンハイム千鳥102号室 再生債務者 倉光 勇気	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第125号
 福岡市中央区薬院4-6-30 ザ・パレス清水507(住民票上の住所)富山市町新30番地10
 再生債務者 木田健太郎
 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第35号
 仙台市青葉区川平3丁目32番17号 シャトーワーク川平201(住民票上の住所)青森県八戸市大字是川字志民山31番地1
 再生債務者 田端 洋二
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで
 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第55号
 仙台市太白区恵和町26番22号 ソフィアT101
 再生債務者 横山 昭宏
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで
 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第5号
 神奈川県横須賀市森崎6丁目4番20号
 再生債務者 渡邊 獻
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで
 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第60号
 京都市下京区麁屋町通五条上る下鱗形町555番地1 リーガル京都河原町五条2 702
 再生債務者 酒井 翔
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで
 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
令和7年(再イ)第5号
 香川県観音寺市柞田町丙1499番地2
 再生債務者 三好 典男
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月22日まで
 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第81号
 大阪府守口市桃町3番21-401号
 再生債務者 岩本かおる
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで
 高松地方裁判所観音寺支部
令和7年(再イ)第14号
 群馬県館林市富士原町1057-706(住民票上の住所)群馬県富岡市相野田623番地129
 再生債務者 島崎 春香
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで
 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第7号
 新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5287番地
 再生債務者 曽我部洋彰
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで
 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(再イ)第8号
 新潟県上越市柿崎区柿崎6507番地
 再生債務者 田村 陽介
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月21日から令和7年8月4日まで
 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(再イ)第14号
 富山市下堀108番地5 Vivi下堀B棟102号
 再生債務者 森 寿子(旧姓有澤)
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで
 富山地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第9号
 石川県小松市下栗津町ノ74番地11
 再生債務者 高瀬 静治
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで
 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(再イ)第6号
 三重県鈴鹿市東磯山2丁目35番5号
 再生債務者 8Lumen8こと 宮脇 絵美(旧姓伊藤)
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで
 津地方裁判所再生係
令和7年(再イ)第7号
 宮崎県延岡市柚の木田町2227番地1
 再生債務者 工藤 聖矢
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月21日から令和7年8月4日まで
 宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年(再イ)第207号 さいたま市岩槻区大字本宿39番地6 再生債務者 下村 英子	令和7年(再イ)第21号 静岡市葵区瀬名中央2丁目8番1-1号 再生債務者 平賀 貴志	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案
令和7年(再イ)第9号	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで
千葉市中央区今井1丁目20番3号 再生債務者 伊藤 剛	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで	令和7年6月6日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年6月6日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第3号	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案	令和7年(再イ)第13号 埼玉県朝霞市浜崎4丁目6番2号 再生債務者 山川 裕督	令和7年(再イ)第5号 名古屋市中区栄3丁目27番33号 ロータリー マンション栄509号
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案	再生債務者 黄田恵子こと HWANG SE UNG R YUN 黄 勝連
令和7年(再イ)第3号	令和7年(再イ)第3号	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案
千葉県長生郡白子町幸治3627番地1 再生債務者 名嘉 正樹	令和7年(再イ)第3号	令和7年(再イ)第24号 静岡県島田市中央町23番33号 レオパレスに いや101	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案	令和7年(再イ)第3号	令和7年(再イ)第24号 静岡県島田市中央町23番33号 レオパレスに いや101	令和7年(再イ)第5号 名古屋地方裁判所民事第2部
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで	令和7年(再イ)第3号	令和7年(再イ)第24号 静岡県島田市中央町23番33号 レオパレスに いや101	令和7年(再イ)第5号 大分市中津留2丁目11番16号 第5コート足 立202
令和7年(再イ)第6号 千葉地方裁判所一宮支部再生係	令和7年(再イ)第6号	令和7年(再イ)第24号 静岡県島田市中央町23番33号 レオパレスに いや101	再生債務者 小野 秀記
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案	令和7年(再イ)第6号	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで	令和7年(再イ)第6号	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで
令和7年(再イ)第6号 千葉地方裁判所一宮支部再生係	令和7年(再イ)第6号	令和7年(再イ)第6号 令和7年6月6日	令和7年(再イ)第6号 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(再イ)第22号	令和6年(再イ)第22号	令和6年(再イ)第8号 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第5号 大分市中津留2丁目11番16号 第5コート足 立202
福島市松川町下川崎字佐久間32番地 再生債務者 塩谷 一美	令和6年(再イ)第22号	令和6年(再イ)第8号 静岡地方裁判所民事第2部	再生債務者 小野 秀記
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案	令和6年(再イ)第22号	令和6年(再イ)第8号 静岡地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで	令和6年(再イ)第22号	令和6年(再イ)第8号 静岡地方裁判所民事第2部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで
令和7年6月4日 福島地方裁判所	令和6年(再イ)第22号	令和6年(再イ)第8号 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第5号 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(再イ)第48号	令和6年(再イ)第48号	令和6年(再イ)第354号 愛知県東海市横須賀町狐塚12番地の1 サン マンションアトレ横須賀駅前908	令和6年(再イ)第5号 大分市中津留2丁目11番16号 第5コート足 立202
茨城県鉢田市鉢田741番地 再生債務者 米川 聰	令和6年(再イ)第48号	再生債務者 坂野 義明	再生債務者 小野 秀記
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案	令和6年(再イ)第48号	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで	令和6年(再イ)第48号	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで
令和7年6月5日 水戸地方裁判所	令和6年(再イ)第78号	令和7年6月6日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第5号 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(再イ)第78号	令和6年(再イ)第78号	令和7年(再イ)第1号 愛知県東海市富木島町北島43番地の2 ヴィ ラージュ・ド・ソレイユA棟202号	令和6年(再イ)第4号 宮城県石巻市さくら町5丁目12番地2
愛知県知立市長篠町丸山17番地16 再生債務者 伊藤 英嗣	令和6年(再イ)第78号	再生債務者 佐野 豊	再生債務者 佐藤 重忠
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案	令和6年(再イ)第78号	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで	令和6年(再イ)第78号	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで
令和7年6月5日 水戸地方裁判所	令和6年(再イ)第78号	令和7年6月6日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年6月9日 仙台地方裁判所石巻支部再生係
令和6年(再イ)第18号	令和6年(再イ)第18号	令和7年(再イ)第1号 愛知県東海市富木島町北島43番地の2 ヴィ ラージュ・ド・ソレイユA棟202号	令和7年(再イ)第2号 茨城県石岡市東大橋2997番地13
横浜地方裁判所川崎支部	令和6年(再イ)第18号	再生債務者 佐野 豊	再生債務者 坂野 優
令和7年6月5日	令和6年(再イ)第18号	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案
令和7年6月5日	令和6年(再イ)第18号	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで
令和7年6月5日	令和6年(再イ)第18号	令和7年6月6日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年6月9日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年6月5日	令和6年(再イ)第18号	令和7年(再イ)第23号 名古屋市北区中味鋤1丁目407番地の1 ル ミエール101号	令和7年6月9日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年6月5日	令和6年(再イ)第18号	再生債務者 櫻井佐知子	令和7年6月9日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第4号

茨城県土浦市下高津2丁目12番22号 スカイ
メゾンヌマサト203

再生債務者 寺田 賢弘

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第4号

長野県茅野市米沢3289番地5

再生債務者 福田 京介

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日 長野地方裁判所諏訪支部

令和6年(再イ)第95号

静岡県藤枝市光洋台32番地の8

再生債務者 江守 三枝

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月23日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第335号

愛知県知多郡武豊町字中根1丁目2番地

再生債務者 佐伯 広行

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第19号

愛知県碧南市浅間町5丁目45番地 ラフィー
ネ新川301号室

再生債務者 亀井 真澄

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第1号

大分県中津市大字万田84番地10

再生債務者 小森 勇太

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和7年(再イ)第1号

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畠2888番地の2

再生債務者 武石 信策

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
30日まで

令和7年6月9日 大分地方裁判所日田支部

令和7年(再イ)第7号

福島県いわき市平中平窪西高砂1番地の5

再生債務者 大西 誠

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
4日まで

令和7年6月6日

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(再イ)第102号

大阪市東住吉区今川2丁目13番12号

再生債務者 竹本 貴則

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
4日まで

令和7年6月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第14号

札幌市中央区南17条西16丁目5番6-805号

再生債務者 河野 一則

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
7日まで

令和7年6月9日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第4号

石川県小松市向本折町戊267番地、従前の住
所静岡県浜松市西区西山町無番地 第1術科
学校学生隊

再生債務者 河崎 雄仁

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
7日まで

令和7年6月9日 金沢地方裁判所小松支部

令和6年(再イ)第270号

福岡市西区福重3丁目9番31-405号 グラ
ンドパレス新室見405号

再生債務者 高田 遼太

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月23日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
23日まで

令和7年6月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第312号

福岡県糸島市荻浦5丁目7番1号(202)

再生債務者 外山 文子

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月23日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
23日まで

令和7年6月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第243号

福岡市博多区対馬小路13-26クレセントビル
1203

再生債務者 三宅 泰雅

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月25日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
25日まで

令和7年6月4日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第37号

福岡県朝倉市堤1079番地1 ゆうハイムB
208号

再生債務者 藤村 栄治

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月25日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
25日まで

令和7年6月4日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第342号

福岡市中央区清川2丁目6番4-1005号 パ
ルティール渡辺通

再生債務者 法村奈々央

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月27日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
27日まで

令和7年6月6日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第362号

福岡県那珂川市松木6丁目1番4号

再生債務者 佐久間 猛

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月27日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
27日まで

令和7年6月6日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第56号

福岡県福岡市南区大楠1丁目18番1-404号
アルファウイング高宮東

再生債務者 鎌倉 佳代

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月27日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
27日まで

令和7年6月6日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第4号 青森市大字高田字朝日山809番地170 再生債務者 堀 孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月9日 青森地方裁判所民事部再生係
令和6年(再イ)第11号 青森県弘前市大字山王町9番地10 再生債務者 三上 咲子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月9日 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(再イ)第24号 東京都品川区南大井5丁目17番7号 中村ビ ル302 再生債務者 今北 哲哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月9日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第7号 宮崎市新栄町62番地 リトルアマボーラ201 号 再生債務者 仁田脇良雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月9日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による変更再 生計画認可 令和4年(再イ)第81号 大阪府寝屋川市萱島東3丁目4番13号 再生債務者 吉田 栄知 1 主文 本件変更再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月29日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 変更再生計画には、民事再生法に定める不認可 の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年(再ロ)第3号 福岡市博多区板付3丁目22番504号県営板付 団地22棟 再生債務者 高松 省記 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令 和7年7月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取 令和7年(再ロ)第2号 岡山県和気郡和気町和気592番地9 再生債務者 江尻 大将 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 15日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月27日まで 令和7年6月6日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(再ロ)第1号 福島県須賀川市森宿字横見根25番地6 再生債務者 相樂 和也 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 26日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY する事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月9日まで 令和7年6月9日 福島地方裁判所郡山支部再生係	所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合において 、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすること について異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。 令和7年(チ)第4号 長野市大字中御所岡田町96番地5 申立人 学校法人岡学園トータルデザインアカ デミー 代表者理事長 岡 正子 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 飯田市小伝馬町 1丁目8番地 所在等不明共有者 阿部智恵子 届出期間満了日 令和7年10月2日 令和7年6月2日 長野地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 長野市大字中御所字岡田 地番 29番8 地目 雜種地 地積 89平方メートル 2 所在 長野市大字中御所字岡田 地番 29番12 地目 雜種地 地積 191平方メートル 3 所在 長野市大字中御所字岡田 地番 29番19 地目 雜種地 地積 0.39平方メートル 所在等不明共有者の持分 いざれも13分の1 令和7年(チ)第5号 長野市大字赤沼2746番地 申立人 前島 利重 (別紙物件目録2及び3につき不動産登記記録 上の氏名) 前島 利重 住所・居所・最後の住所 不明 (不動産登記記録上の住所) 長野市大字赤沼 2746番地 所在等不明共有者 亡前島純乎相続人亡前島和 子相続財産 (不動産登記記録上の氏名) 前島 純平 届出期間満了日 令和7年10月2日 令和7年6月2日 長野地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 長野市大字赤沼字堰下 地番 731番 地目 田 地積 357平方メートル 2 所在 長野市豊野町石字西清水窪 地番 1436番イ 地目 山林 地積 509平方メートル 3 所在 長野市豊野町石字西清水窪 地番 1436番口 地目 山林 地積 3788平方メートル 所在等不明共有者の持分 いざれも3分の1 所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建 物について所有者不明土地管理命令及び所有者不 明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土 地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命 令をすることについて異議があるときは、届出期 間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。届出がないときは、上記の管理命令がさ ることになります。 令和7年(チ)第2号 静岡県富士市永田町1丁目100番地 申立人 富士市長 小長井義正 亡城所貞二の最後の住所 静岡県富士市松岡 1432番地の88 所有者 亡城所貞二相続財産 届出期間満了日 令和7年7月18日 令和7年5月29日 静岡地方裁判所富士支部
--	--

	(別紙) 物件目録
1 所在	富士市松岡字富島
地番	1432番88
地目	宅地
地積	150.56平方メートル
2 所在	富士市松岡字富島
地番	1432番68
地目	宅地
地積	0.88平方メートル
3 所在	富士市松岡字梅屋敷
地番	1457番96
地目	宅地
地積	48.91平方メートル
4 所在	富士市松岡字梅屋敷
地番	1457番46
地目	宅地
地積	18.70平方メートル
5 所在	富士市松岡字梅屋敷
地番	1457番148
地目	宅地
地積	1.84平方メートル
6 所在	富士市松岡字富島1432番地88
	富士市松岡字梅屋敷1457番地96、1457番地120
	家屋番号 1432番88
	種類 居宅
	構造 木造瓦葺2階建
	床面積 1階 48.02平方メートル
	2階 24.84平方メートル
7 所在	富士市松岡1432番地88
	家屋番号 (未登記)
	種類 居宅
	構造 木造瓦葺平家建
	床面積 1階 12.39平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

茨城県笠間市稻田2281番地1
申立人 磯 良史
亡吉田艶子の最後の住所 茨城県笠間市稻田1729番地
所有者 亡吉田艶子相続財産
届出期間満了日 令和7年8月4日
令和7年6月2日 水戸地方裁判所民事部

	(別紙) 物件目録
1 所在	笠間市稻田字大木田
地番	1729番
地目	宅地
地積	352.76平方メートル
	令和7年(チ)第3号
	岡山市北区内山下2丁目4番6号
申立人	岡山県知事 伊原木隆太
住所・居所	不明
所有者	横田喜右衛門
届出期間満了日	令和7年7月25日
	令和7年5月30日 岡山地方裁判所倉敷支部
	(別紙) 物件目録
所在	総社市下倉字ババケ市
地番	872番2
地目	山林
地積	331平方メートル
	令和7年(チ)第1号
	広島県広島市中区基町10番52号
申立人	広島県知事 湯崎 英彦
住所・居所	不明
	(最後の住所) 京都府京都市伏見区深草大龜谷東寺町73番地の7
共有者	豊浦 順経
届出期間満了日	令和7年7月18日
	令和7年5月28日 広島地方裁判所三次支部
	(別紙) 物件目録
所在	庄原市比和町比和字忍地沖
地番	1061番1
地目	畠
地積	32平方メートル
不明共有者の共有持分	5分の1
(登記簿上の所有者)	比婆郡比和町大字比和740番地
	豊浦 順経
	所有者不明建物管理命令に関する異議の催告
	次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第15号

	石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地
申立人	鹿島郡中能登町長 宮下 炳幸
住所・居所	不明
	(最後の住所) 石川県鹿島郡中能登町良川又部4番甲地
不明所有者	亡永滝英夫相続財産
届出期間満了日	令和7年7月31日
	令和7年5月29日 金沢地方裁判所七尾支部
	(別紙) 物件目録
1 所在	鹿島郡中能登町良川又4番地甲
家屋番号	4番
種類	居宅
構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 90.02平方メートル
	2階 42.23平方メートル
	令和7年(チ)第1号
	長崎県佐世保市柚木町1917番地12
申立人	勝木 孝佳
最後の住所	長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2番20号
所有者	亡山浦加代子相続財産
届出期間満了日	令和7年7月31日
	令和7年5月28日
	長崎地方裁判所佐世保支部
	(別紙) 物件目録
所在	佐世保市瀬戸越4丁目264番地1
家屋番号	264番1の5
種類	居宅
構造	木造瓦葺平家建
床面積	42.97平方メートル

会社その他の公告

合併公告

	左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散するにいたしました。
	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_pjc8.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和6年11月11日 掲載頁 八十八頁 (号外第三〇二号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_pjc8.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和6年11月11日 掲載頁 八十八頁 (号外第三〇二号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和7年6月17日 掲載頁 五十五頁 (号外第一二七号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和7年6月17日 掲載頁 五十五頁 (号外第一二七号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和7年6月17日 掲載頁 五十五頁 (号外第一二七号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和7年6月17日 掲載頁 五十五頁 (号外第一二七号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和7年6月17日 掲載頁 五十五頁 (号外第一二七号)

合併公告

	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)	https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_v8k83.html
(乙)	掲載 実績 掲載の日付 令和7年6月17日 掲載頁 五十五頁 (号外第一二七号)

合併公告

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載、日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十七日

掲載頁 二頁

令和七年六月十七日

東京都港区海岸一丁目一六番一号

日本ハネウェル株式会社
代表取締役 渡邊 弘之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十七日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番七号

ヒューリックみなとみらい一〇階

代表取締役 阿部 一男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十八日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十七日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田五十九番地

有限会社西崎商店
代表取締役 西崎 則雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載、日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十七日

掲載頁 二頁

令和七年六月十七日

東京都港区海岸一丁目一六番一号

日本ハネウェル株式会社
代表取締役 渡邊 弘之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載、官報

掲載の日付 令和七年六月十日

掲載頁 六十一頁 (号外第一二七号)

令和七年六月十七日

岐阜市三歳町三丁目三番地 天一株式会社

代表取締役 安藤安芸夫
取締役社長 大木 剛裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十七日

京都市下京区万寿寺通寺町西入植松町七三
六番地 有限会社萬善

取締役 松田 義教

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億百二十三万九千円、資本準備金の額を一億六千二百六十三万九千円減少し、それぞれ一億円、三千八百五十万円とする

ことについたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年六月十七日

日本ファブテック株式会社
代表取締役 中橋 伸一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億百二十三万九千円、資本準備金の額を一億六千二百六十三万九千円減少し、それぞれ一億円、三千八百五十万円とする

ことについたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

株式会社A r i i
代表取締役 新井 貴雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

仙台市若林区鶴代町六番七七号

株式会社こだま
代表取締役 尾川 康

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

北海道函館市桔梗四丁目二九番二七号

限定承認者 横山 由美

令和七年六月十七日

山形県山形市蔵王温泉二三九番地
蔵王ロープウェイ株式会社

取締役社長 大木 剛裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

東京都港区芝浦四丁目一五番三三号

日本ファブテック株式会社
代表取締役 中橋 伸一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

神奈川県横浜市鶴見区潮田町四丁目一五六
番地の八 アネックス潮田一〇三号室

限定期認者 小田 京子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

鳥取県米子市昭和町二五番地

美保テクノス株式会社
代表取締役 野津 健市

株式併合につき通知公告

当社は、株式二百株を一株に併合することにいたしましたので公表します。

なお、効力発生日は令和七年七月十日であり、同日における発行可能な株式総数は五万株となります。

令和七年六月十七日

千葉県香取市小見川五五八三番地二

株式会社ケイ・エス・エム・サービス
代表取締役 清水 義昭

限定期認公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十七日

株式会社ケイ・エス・エム・サービス
代表取締役 清水 義昭

訂正公告

当社は、令和七年六月九日 (号外第一二六号)掲載の有限会社小林工業所に係る解散公告中「新潟市西蒲原区今井七五三番地」とあるは「新潟市西蒲区今井七五三番地」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

F u s i o n 特定目的会社
取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

右被相続人は令和五年十二月死亡し、その相続人は令和七年六月三日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十七日

神奈川県横浜市鶴見区潮田町四丁目一五六
番地の八 アネックス潮田一〇三号室

限定期認者 小田 京子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html>

限定承認公告

本籍山形県酒田市駅東二丁目九番地九、最後の住所山形県東田川郡庄内町余目字月屋敷一六〇番地一五コープラスヒロ1D

被相続人 亡 小田 淳

右被相続人は令和五年十二月死亡し、その相続人は令和七年六月三日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十七日

北海道函館市桔梗四丁目二九番二七号

限定承認者 横山 由美

一九八 (原稿誤り)

改正後欄前各号

前三号